

小林市公告第 17 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 5 項の規定により、地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）を令和 8 年 4 月 17 日付けで変更し、同法第 19 条第 8 項の規定により公告する。

令和 8 年 4 月 17 日

小林市長 宮原 義久



記

- 1 地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）を変更した地区
細野地区、東方地区、須木奈佐木地区、野尻町東麓地区
- 2 縦覧場所
経済建設部 農業振興課